

# 食品表示法の概要 (酒類表示編)

令和2年3月  
国税庁酒税課



# － 目次 －

## 〔概論〕

- 食品表示法の概要 ..... 1
- 食品表示基準の構成 ..... 3

## 〔適用関係〕

- 酒類における食品表示基準の適用開始時期 ..... 4
- 食品表示基準と酒類業組合法との関係性 ..... 5
- 一般用加工食品（酒類）の表示 ..... 6

## 〔各表示項目のポイント〕

- 表示方式 ..... 7
- 名称(品目)の表示 ..... 8
- 添加物の表示 ..... 9
- 内容量の表示 ..... 10
- 食品関連事業者、製造(加工)者、製造(加工)所の表示 ..... 11
- 製造所固有記号表示 ..... 14
- L - フェニルアラニン化合物を含む表示 ..... 15
- 遺伝子組換え表示 ..... 16
- 原料原産地表示 ..... 18

このパンフレットは、酒類における食品表示法等の取扱いのポイントをまとめたものです。

酒類の表示に関する個別具体的なご相談・ご質問等に関しては、最寄りの国税局・税務署にお問い合わせいただくほか、国税庁ホームページに掲載している「食品表示法における酒類の表示のQ & A」を併せてご参照ください。

# 食品表示法の概要①

食品を摂取する際の安全性及び一般消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会を確保するため、食品衛生法、日本農林規格等に関する法律（以下「JAS法」）及び健康増進法の食品の表示に関する規定を統合して食品の表示に関する包括的かつ一元的な制度が創設されました。

- 整合性の取れた表示基準の制定
- 消費者、事業者双方にとって分かりやすい表示
- 消費者の日々の栄養・食生活管理による健康増進に寄与
- 効果的・効率的な法執行

## 【目的】

消費者基本法第2条（基本理念）を踏まえて、表示義務付けの目的を統一・拡大

### 【食品表示法】

- 食品を摂取する際の安全性
- 一般消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会の確保

### 【旧3法】

- 食品衛生法…衛生上の危害発生防止
- JAS法…品質に関する適正な表示
- 健康増進法…国民の健康の増進

## ○ 食品表示法第3条（基本理念）概要

- ・ 食品表示の適正確保のための施策は、消費者基本法に基づく消費者政策の一環として、消費者の権利（安全確保、選択の機会確保、必要な情報の提供）の尊重と消費者の自立の支援を基本
- ・ 食品の生産の現況等を踏まえ、小規模の食品関連事業者の事業活動に及ぼす影響等に配慮

## 【食品表示基準の策定等】（4条）

内閣総理大臣は、消費者が食品を安全に摂取し、自主的かつ合理的に選択するため、食品表示基準を策定

- ① 名称、アレルギー、保存の方法、消費期限、原材料、添加物、栄養成分の量及び熱量、原産地その他食品関連事業者等が表示すべき事項
- ② 表示の方法その他①に掲げる事項を表示する際に食品関連事業者等が遵守すべき事項

## 【食品表示基準の遵守】（5条）

食品関連事業者等は、食品表示基準に従い、食品の表示をする義務

# 食品表示法の概要②

法:食品表示法 令:食品表示法第15条の規定による権限の委任等に関する政令

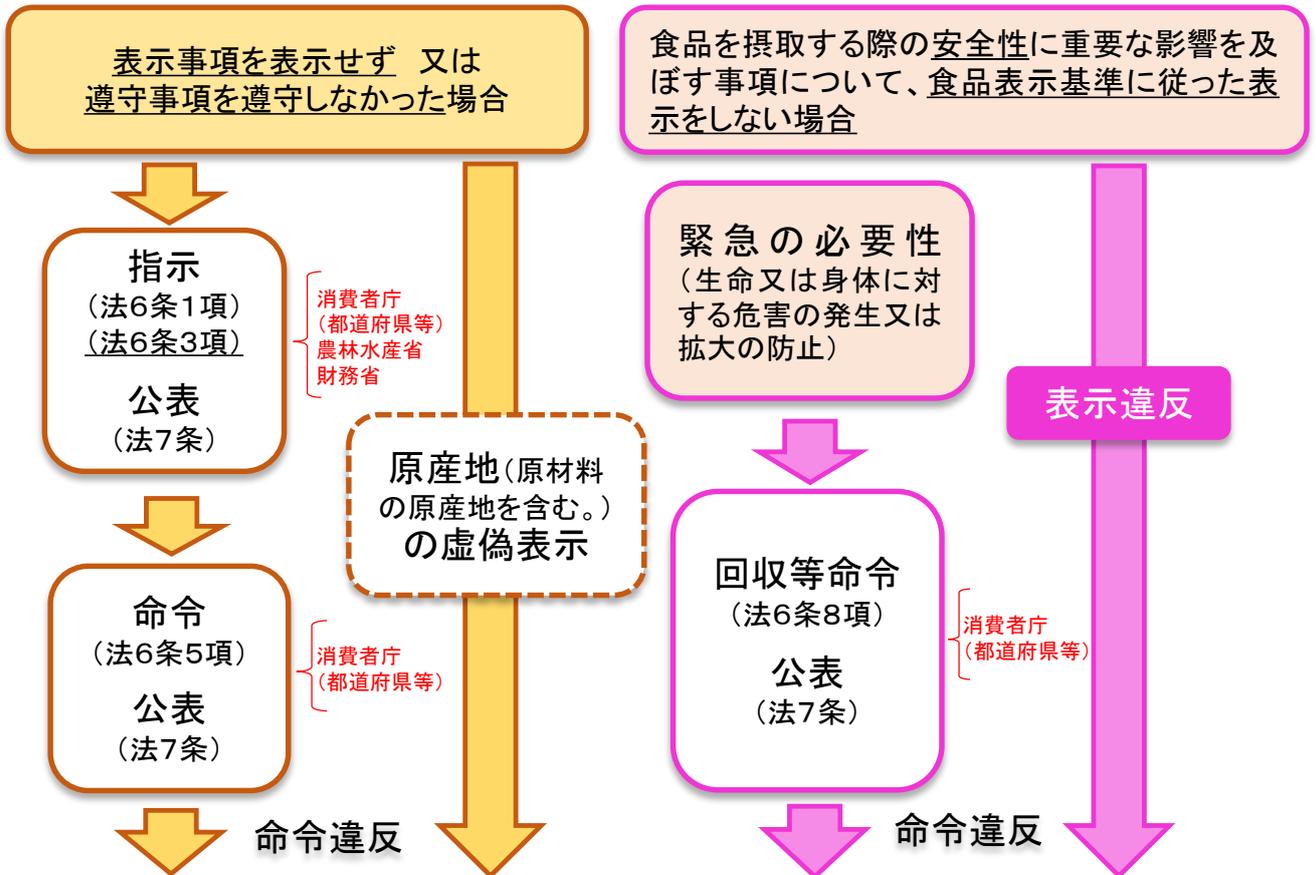
## 立入検査等

- ・内閣総理大臣(食品全般)・・・立入検査、質問、報告・物件提出の要求、収去(法8条1項)
- ・農林水産大臣(酒類以外の食品)・・・立入検査、質問、報告・物件提出の要求(法8条2項)
- ・財務大臣(酒類のみ)・・・立入検査、質問、報告・物件提出の要求(法8条3項)

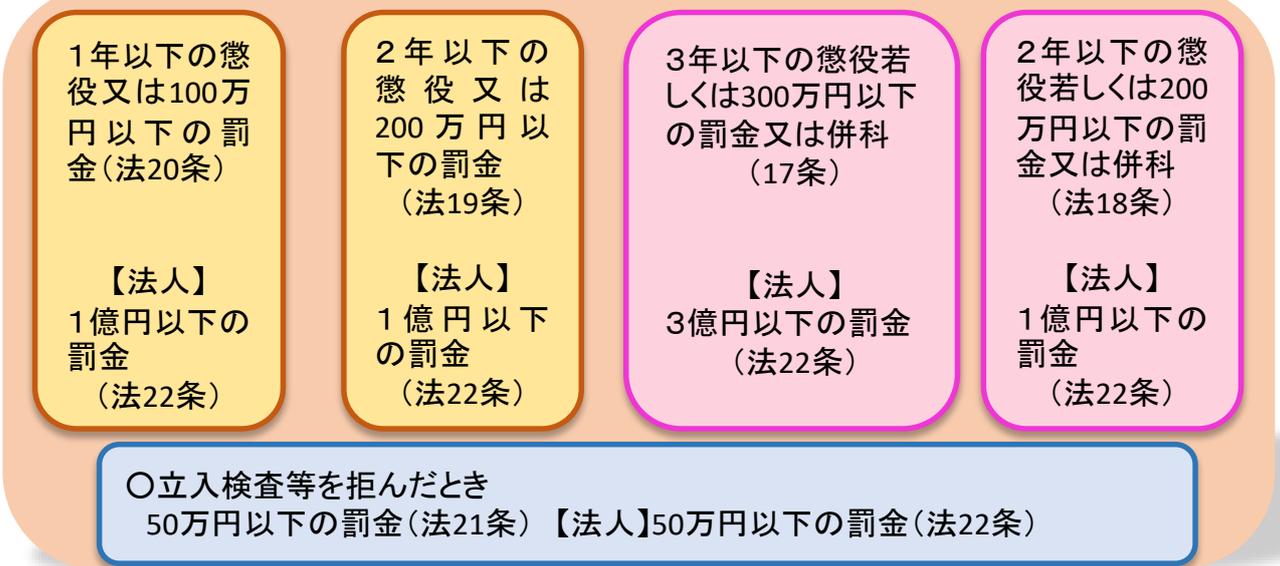
※ 権限の委任

- 内閣総理大臣 ⇒ 消費者庁長官、都道府県知事等、指定都市の長(法15条1項、令6条、7条)
- 農林水産大臣 ⇒ 地方支分部局の長、都道府県知事(令3条、5条)
- 財務大臣 ⇒ 国税庁長官、国税局長(沖縄国税事務所長を含む。)、税務署長(令2条、4条)

## 指示・命令等



## 罰則



# 食品表示基準の構成

## 【食品表示基準(平成27年内閣府令第10号)】

第1章 総則(1条、2条)

### 第2章 加工食品

第1節 食品関連事業者に係る基準

第1款 一般用加工食品(3条～9条)

第2款 業務用加工食品(10条～14条)

第2節 食品関連事業者以外の販売者に係る基準(15条～17条)

第3章 生鮮食品(18条～31条)

第4章 添加物(32条～39条)

第5章 雑則(40条、41条)

附則

## 【食品表示基準(抜粋)】

「加工食品」製造又は加工された食品として別表第1に掲げるものをいう。(2条)

⇒ 別表第1(食品表示基準の対象となる加工食品を定めるもの)

25 「飲料等」 飲料水、清涼飲料、**酒類**、氷、その他の飲料



**酒類 = 「加工食品」に該当します**

食品区分 食品関連事業者等		食品区分		
		加工食品	生鮮食品	添加物
食品関連事業者	一般用	第2章第1節 第1款 3条～9条	第3章第1節 第1款 18条～23条	第4章第1節 32条～36条
	業務用	第2章第1節 第2款 10条～14条	第3章第1節 第2款 24条～28条	
食品関連事業者 以外の販売者		第2章第2節 15条～17条	第3章第2節 29条～31条	第4章第2節 37条～39条

※ 「食品関連事業者」とは、食品の製造、加工(調整及び選別を含みます。)若しくは輸入を業とする者(当該食品の販売をしない者を除きます。)又は食品の販売を業とする者をいいます。

※ 「製造」とは、酒類醸造などその原料として使用したものは本質的に異なる新たな物を作り出すことをいい、「加工」とは、容器詰めやろ過などあるものを原料としてその本質は保持させつつ、新たな属性を付加することをいいます。

※ 「食品関連事業者以外の販売者」とは、例えば、学校のバザー等の催事で自家製飲食物を販売する者など、反復性、継続性のない販売を行う販売者のことをいい、食品関連事業者とは別区分となっています。

# 酒類における食品表示基準の適用開始時期

	令和2 (2020)年 4月1日～	令和4 (2022)年 4月1日～	令和5 (2023)年 4月1日～
<b>【表示事項全般】</b>			
○一般用加工食品 (令和2年4月1日以降に 製造、加工、又は輸入さ れるもの)	→		
○業務用加工食品 (令和2年4月1日以降に 販売されるもの)	→		
<b>【個別の表示事項】</b>			
○新たな遺伝子組 換え食品の表示 (16頁参照)	→ 準備期間		→
○原料原産地表示 (18頁参照)	→ 経過措置期間	→	

※ 酒類においては、消費者に販売される容器包装に入れられたものが「一般用加工食品」に該当し、酒類製造業者間で未納税取引されているようなものが「業務用加工食品」に該当します。

※ 添加物の表示は、令和2年4月1日以降に製造、加工又は輸入されるものから適用が開始されます。

# 食品表示基準と酒類業組合法との関係性

## 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律※

※ 以下、「酒類業組合法」といいます。

- アルコール分
- 発泡性を有する旨
- 税率適用区分 など

- 名称(品目)
- 内容量
- 製造者の氏名又は名称
- 製造場(所)の所在地 など

- 消費期限又は賞味期限
- 添加物
- 食品関連事業者 など

食品表示基準



それぞれの法律の目的を達成するために必要な事項



各法律の目的に沿った義務の履行が求められています

※ 食品表示基準と酒類業組合法で共通する表示事項については、一つの表示で両者の内容の表示がなされている場合、**重複表示は不要**です。

# 一般用加工食品(酒類)の表示

横断的義務事項  
(食品表示基準3条1項)

特定の商品は  
義務表示  
(同3条2項)

※ 赤字の項目(斜体)は、酒類の表示に必要なもの。

名称(品目)	その内容を表す一般的な名称(清酒等の品目)を表示
保存方法	酒類は省略可能(同3条3項)※1
消費期限又は賞味期限	酒類は省略可能(同3条3項)※1
原材料名	酒類は表示不要(同5条1項)※2 (清酒は清酒の製法品質表示基準により、国内製造ワインは果実酒等の製法品質表示基準により原材料名の表示義務があります。)
添加物	使用された添加物を重量順に全て表示
内容量	内容量 〇〇mlなどと表示
栄養成分表示	酒類は省略可能(同3条3項)※1
食品関連事業者の氏名 又は名称及び住所	食品関連事業者(製造者・加工者・販売者・輸入者)のうち表示内容に責任を有する者の氏名又は名称及び住所を表示
製造所等の所在地及び 製造者等の名称等	国内製造(加工)品にあつては、その製造(加工)所 輸入品にあつては、輸入者の住所(所在地)・氏名(名称)を表示
アレルゲン	酒類は表示不要(同5条1項)※2
L-フェニルアラニン化 化合物を含む食品	L-フェニルアラニン化合物が含まれている場合はその旨を表示
遺伝子組換え 【新任意表示: 令和5年4月1日 以降適用】	遺伝子組換え又は遺伝子組換え不分別である対象農産物が含まれる 場合はその旨を表示 (注) 酒類については遺伝子組換え表示の義務がない場合あり(16頁 参照)
原料原産地名 【令和4年4月1日以降適用】	国内で製造・加工された酒類を含む全ての加工食品が表示対象
原産国名	酒類は表示不要(同5条1項)※2 (外国産清酒及び日本酒と外国産清酒を混和した清酒は清酒の製法品質表示基準 により、輸入ワインは果実酒等の製法品質表示基準により原産国名の表示義務があ ります。)

※1 食品表示基準上表示を省略することが可能なもの(保存方法、消費期限又は賞味期限、栄養成分の量及び熱量)を表示しようとするときは、食品表示基準で定める方法により表示しなければなりません。

※2 食品表示基準上表示義務がないもの(原材料名、アレルゲン、原産国名)を表示しようとするときは、食品表示基準で定める方法により表示するよう努める必要があります(同41条)。

(注) 清酒については、清酒の製法品質表示基準により製造時期の表示義務があります。また、製成後加熱処理をしないで移出する清酒については、保存若しくは飲用上の注意事項の表示義務があります。

# 表示方式

- 消費者に分かりやすい表示を行うため、義務表示に用いる文字について色・ポイント数が規定されています。
- 義務表示事項の一部について、一括表示欄による表示が義務付けられています。

## 1 表示に用いる文字の色・ポイント数

食品表示基準で定められた義務表示事項に用いる文字については、背景の色と対照的な色とし、名称(品目)を除き、日本産業規格に規定する8ポイントの活字以上の大きさとしなければなりません。

ただし、表示可能面積がおおむね150平方センチメートル以下のもの等は、5.5ポイントの活字以上の大きさとすることができます。

※ 酒類の品目のポイント数については、別途酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達(酒類業組合法86条の5酒類の品目等の表示義務2(3))に従って表示する必要があります。

## 2 一括表示欄による表示

以下の項目について、別記様式一(枠囲み)により表示しなければなりません。

ただし、各項目を罫線で区切る等別記様式による表示と同等程度に分かりやすく一括して表示することも可能です。

(別記様式一表示例)

※ 食品表示基準上、酒類で表示が必要とされている事項を記載。

名称(品目)	※ 商品の主要面に表示する場合に省略することができます。
添加物	
原料原産地名	
内容量	※ 名称(品目)とともに商品の主要面に表示する場合に省略することができます。
食品関連事業者	※ 製造者、加工者、輸入者又は販売者の氏名又は名称及び住所を記載します。

※ 酒類において表示不要とされている「原材料名」及び「原産国名」は、清酒の製法品質表示基準又は果実酒等の製法品質表示基準により、表示を要する場合があります(6頁参照)。

※ 製造(又は加工)所の所在地及び製造(又は加工)者の氏名又は名称は、食品関連事業者の氏名又は名称及び住所と近接して表示しなければならないため、別記様式一の枠内に表示するか、食品関連事業者の表示に近接する枠外に表示する必要があります。

※ 法令により記載すべき事項及び消費者の選択に資する適正な表示は、枠内に表示することができます。

※ 原料原産地名及び内容量を他の事項と一括して表示することが困難な場合には、表示事項を一括して表示する箇所とその表示箇所を表示すれば、他の箇所に表示することができます。

※ 別記様式の枠を表示することが困難な場合は、枠を省略することができます。

※ 別記様式一は、縦書きとすることもできます。

## 名称(品目)の表示

- 酒類は、酒類業組合法86条の5の規定により、酒類の品目の表示義務があります。
- 食品表示基準では、その内容を表す一般的な名称を表示する義務がありますが、上記の規定により酒類の品目を表示していれば、食品表示基準に基づく当該名称を表示していることとなります。

➤ 名称等を商品の主要面に表示した場合には、一括表示欄の名称等の事項を省略することができます。

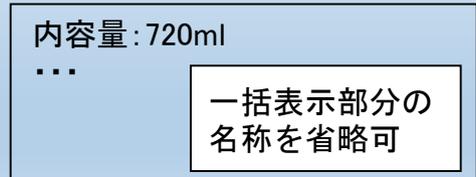
### 【表示例】

主要面に名称として酒類の品目である「清酒」を表示した場合には、一括表示部分の「清酒」表示は省略可能です。

(主要面)

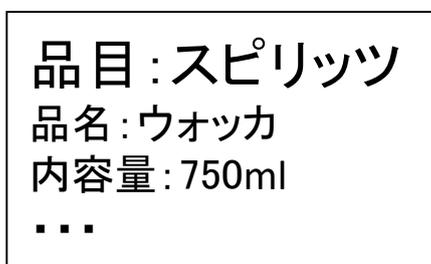


(一括表示部分)



➤ 酒類の品目以外の一般的な名称(ウォッカ、ラム、ジン、濁酒など)を表示したい場合には、当該名称(品名)と酒類の品目の表示を併せて行う必要があります。

### 【名称(品名)と品目を併記する場合の一括表示欄の表示例】



← 10.5ポイント(酒類業組合法による表示)

← 8ポイント(食品表示法による表示)

(注) 酒類の品目の文字の大きさは、  
内容量と酒類の品目の文字数で異なります。

※ 上記表示例の「品目」及び「品名」の名称の文字の大きさは、実際のポイントよりも大きく表示していますので、10.5及び8ポイントではありません。

# 添加物の表示

○ 添加物表示は、添加物を使用した酒類においても必須です。

## 1 添加物の種類

指定添加物 (令和2年1月15日現在)	既存添加物 (平成29年11月30日現在)	天然香料	一般飲食物 添加物
464品目 (限定列举)	365品目 (限定列举)	約600品目 (例示)	約100品目 (例示)

※厚生労働省ホームページより

## 2 添加物の表示(原則と例外)

原則として、使用した全ての添加物を「物質名」で表示します。

※ 物質名の代わりに、品名(名称又は別名)、簡略名、類別名の表示も可能です。

### 【表示例(原則)】

原材料名：オレンジ果汁、スピリッツ、砂糖

添加物：二酸化炭素、食用黄色4号、カロテン色素、オレンジ香料

### 【表示例(例外)】

原材料名：オレンジ果汁、スピリッツ、糖類

添加物：炭酸、黄色4号、着色料(カロテン)、香料

簡略名

用途名併記

(用途名：使用目的や効果の名称)

一括名表示

(一括名：食品表示基準別表7に掲げる添加物の物質名の代替となる名称)

※ 添加物表示が免除される場合

最終的に食品に残っていない添加物や、残っていても量が少ないために効果が発揮されない添加物等(キャリアオーバー、加工助剤、栄養強化剤)は表示義務が免除されます。

## 3 原材料名と添加物を明確に区分して表示する例

	区分表示	(スラッシュ)	(改行)	(別欄)
原材料名	オレンジ果汁、 スピリッツ	原材料名 オレンジ果汁、ス ピリッツ / 炭酸	オレンジ果汁、ス ピリッツ 炭酸	オレンジ果汁、ス ピリッツ
添加物	炭酸			炭酸

# 内容量の表示

○ 酒類は、特定商品の販売に係る計量に関する政令（平成5年政令第249号）5条に掲げる特定商品※に該当するため、内容量又は固形量及び内容総量の表示は計量法（平成4年法律第51号）の規定によります。  
 ※ 計量法では、生活関連物資で計量取引される可能性のある商品について「特定商品」と定めており、内容量等の表示等に関し一定の義務を課しています。

➤ 粉末酒を除く酒類は、「体積（ミリリットル（ml）、リットル（L））」で内容量を表示します。  
 ※ 粉末酒は、計量法上「特定商品」に該当しません（内容量は食品表示基準に基づき「重量（g又はkg）」で表示。）  
 ※ 果実の実等の入った酒類に対する内容量の表示は、当該果実の実等を除いた酒類の内容量で表示。この場合、果実の実等の量又は果実の実等の量を加えた内容総量を併せて表示しても差し支えありません。

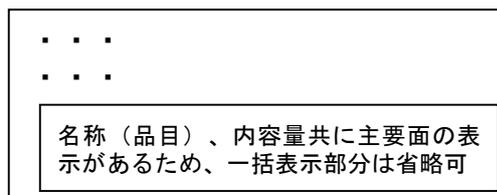
➤ 清酒やビールなどの名称（品目）とともに商品の主要面に内容量を表示した場合には、一括表示欄への表示を省略できます。

## 【表示例】

### （主要面）

### （一括表示部分）

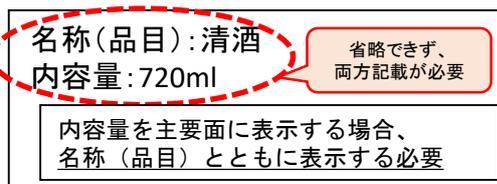
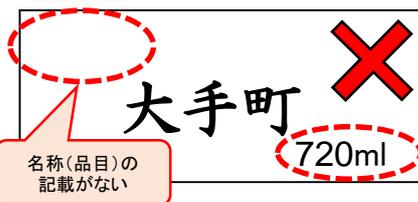
①主要面に  
 ・清酒（名称（品目））  
 ・720ml（内容量）  
 を記載した場合



②主要面に  
 ・清酒（名称（品目））  
 を記載した場合



③主要面に  
 ・720ml（内容量）  
 のみ記載した場合



➤ 酒類のセット商品の外箱表示については、計量法に従い、次のように表示します。

### 【表示例1】全くの同一酒類（1本720ml）3本セット

内容量：2,160ml（720ml詰 × 3本）  
 ...

### 【表示例2】容量の異なる酒類（A商品720ml × 1本、B商品300ml × 2本）3本セット

内容量：1,320ml（A商品720ml詰、B商品300ml詰 × 2本）  
 ...

又は

内容量：A商品720ml詰、B商品300ml詰 × 2本  
 ...

# 食品関連事業者、製造(加工)者、製造(加工)所の表示①

○ 酒類を含む加工食品は、以下の表示が必要です。

- 1 食品関連事業者
- 2 製造(加工)所及び製造(加工)者

※ 1と2が同一の場合には、その事業者名と所在地を表示することで2は省略することができます。

## 1 食品関連事業者の氏名又は名称及び住所

食品関連事業者(製造者:酒類の製造業者、加工者:酒類の加工業者、輸入者:酒類の輸入業者、販売者:酒類の販売業者)のうちで、品質的見地から当該酒類の表示内容に責任を有する者を明らかにするため、事項とともに氏名又は名称及び住所を表示する必要があります。

なお、製造業者、加工業者又は輸入業者との合意等により、これらの者に代わって販売業者が表示を行うことも可能です。

【自社(霞が関酒造株式会社)が表示内容に責任を有する者(食品関連事業者)の場合の表示例】

製造者※1	霞が関酒造株式会社	← 食品関連事業者の事項及び自社の名称
	東京都千代田区霞が関A-A	← 自社の本店所在地
製造所※2	東京都千代田区大手町a-a	

※1 当該酒類の表示内容に責任を有する者である「製造者」、「加工者」、「輸入者」又は「販売者」のいずれかの事項を付して当該者の氏名又は名称及び住所を表示します。

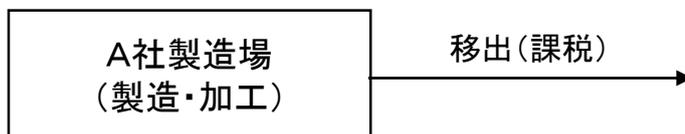
※2 食品関連事業者の氏名又は名称及び住所と製造(又は加工)所の所在地及び製造(又は加工)者の氏名又は名称とが同一である場合には、食品関連事業者の氏名又は名称及び住所の表示のみで製造(又は加工)所の所在地及び製造(又は加工)者の氏名又は名称も表示したものとみなされます。

## 2 製造(加工)所の所在地及び製造(加工)者の氏名又は名称

上記食品関連事業者とは別に、衛生的見地から最終的に衛生状態を変化させた製造(又は加工)所の所在地及び製造(又は加工)者の氏名又は名称を表示します(輸入品については、輸入業者の営業所の所在地及び氏名又は名称を表示。)

(例1)

A社製造場で製造・容器詰め(加工)された酒類を当該製造場から課税移出する場合



【A社が表示内容に責任を有する者(食品関連事業者)の場合の表示例】

製造者※1	A社※2	東京都千代田区霞が関A-A	← 食品関連事業者の事項及びA社の名称、 本店所在地
製造所※3		東京都千代田区大手町a-a	← 最終的に衛生状態を変化させた場所(製造所) 及び課税移出場所の所在地

※1 醸造、容器詰めのように製造、加工の一連の工程を同一事業者が行う場合の当該事業者は、「製造者」(当該場所は「製造所」となります)。

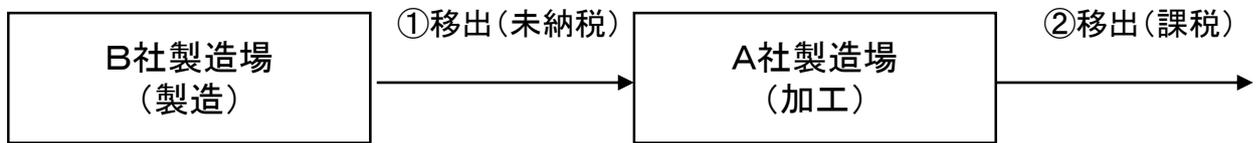
※2 食品関連事業者の氏名又は名称と製造者の氏名又は名称とが同一である場合には、食品関連事業者の氏名又は名称を表示することで両規定を満たしているものとみなされます。

※3 製造場、製造場所等の製造した場所が分かるような事項も可。

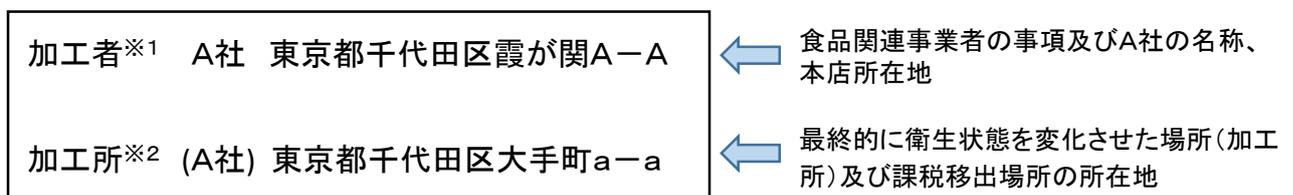
# 食品関連事業者、製造(加工)者、製造(加工)所の表示②

(例2)

B社製造場で製造された酒類をA社製造場が未納税移入し、A社製造場で容器詰めしてA社製造場から課税移出する場合



【A社が表示内容に責任を有する者(食品関連事業者)の場合】

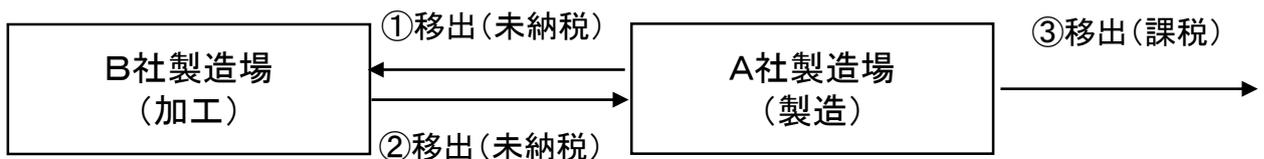


※1 食品関連事業者の氏名又は名称と加工者の氏名又は名称とが同一である場合には、食品関連事業者の氏名又は名称を表示することで両規定を満たしているものとみなされます。

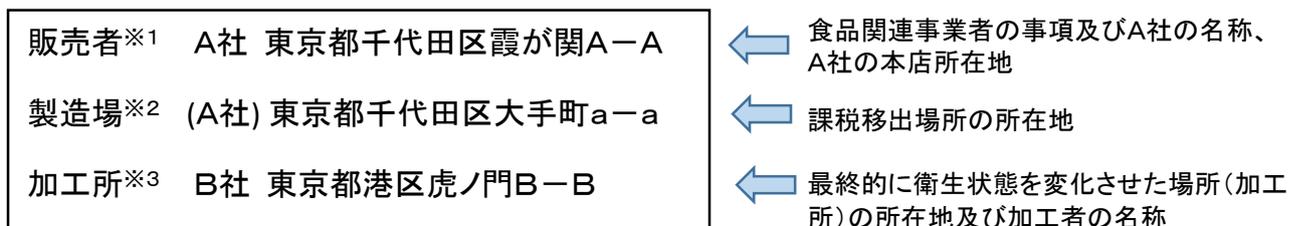
※2 「加工場」、「加工場所」等の加工した場所が分かる事項も可能。

(例3)

A社製造場で製造された酒類をB社製造場が未納税移入し、B社製造場で容器詰めしてA社製造場が未納税移入してA社製造場から課税移出する場合



【A社が表示内容に責任を有する者(食品関連事業者)の場合】



※1 他者(B社)が最終的に衛生状態を変化させたものを販売することから、「販売者」と記載していますが、A社が実際に製造も行っていることから、「製造者」と記載することも可能。

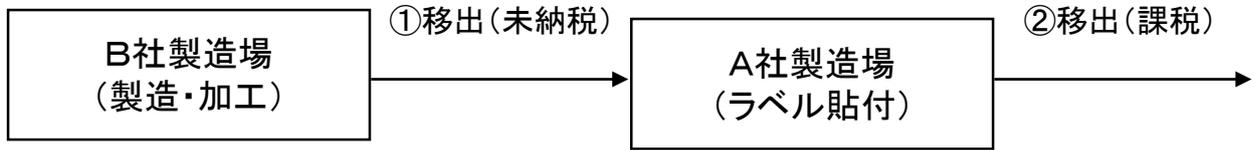
※2 「製造場所」等の製造した場所が分かる事項も可能。

※3 食品関連事業者(A社)と加工者(B社)とが異なるため、加工者の名称も記載が必要。

# 食品関連事業者、製造(加工)者、製造(加工)所の表示③

(例4)

B社製造場で製造、容器詰めされた酒類をA社製造場が未納税移入し、当該酒類にA社製造場でラベルを貼付してA社製造場から課税移出する場合



【A社が表示内容に責任を有する者(食品関連事業者)の場合】

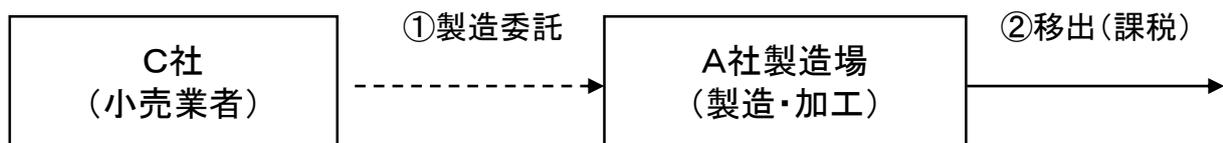
販売者	A社 東京都千代田区霞が関A-A	←	食品関連事業者の事項及びA社の名称 A社の本店所在地
製造所※1	B社 東京都港区虎ノ門B-B	←	最終的に衛生状態を変化させた場所(製造所)の所在地及び製造者の名称
販売元※2	(A社) 東京都千代田区大手町a-a	←	課税移出場所の所在地

※1 食品関連事業者(A社)と製造者(B社)が異なるため、製造者の名称も記載が必要。

※2 「販売場」、「販売場所」等の販売した場所が分かる事項も可能。

(例5)

小売業者C社から製造委託された酒類をA社製造場で製造・容器詰めし、A社製造場から課税移出する場合



【C社が表示内容に責任を有する者(食品関連事業者)の場合】

販売者	C社 東京都港区虎ノ門C-C	←	食品関連事業者の事項及びC社の名称 C社の本店所在地
製造所	A社 東京都千代田区大手町a-a	←	最終的に衛生状態を変化させた場所(製造所)の所在地及び製造者の名称 課税移出場所の所在地

## 製造所固有記号表示

- 製造所の所在地及び製造者の氏名又は名称は、原則として同一製品を2以上の製造所で製造している場合に、製造者又は製造者と販売者が連名で消費者庁長官に届け出た製造所固有記号による表示をすることができます。
- 酒類については、酒類業組合法に基づく表示により、最終的に衛生状態を変化させた者又は場所が特定できる場合には、例外として1の製造所で製造している場合であっても製造所固有記号の表示が認められる場合があります。

▶ 製造所固有記号の届出は、製造所固有記号制度届出データベース※で行います。

※ 製造所固有記号制度に関する資料のウェブサイトアドレス  
[https://www.caa.go.jp/policies/policy/food\\_labeling/unique\\_code/](https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/unique_code/)

なお、食品衛生法に基づく製造所固有記号を食品表示基準の経過措置期間後も継続して使用する場合には、改めて届出を行う必要があります。

また、有効期間5年を超えて使用する場合には、5年ごとに更新手続が必要となります。

▶ 製造所固有記号を使用する場合は、「+」を冠して表示します。

▶ 課税移出する製造場の記号として、酒類業組合法に基づく記号を使用する場合には、財務大臣への届出が必要です。

- 製造所固有記号を使用する場合には、次の①から③のいずれかの事項の表示が必要です。

- ① 製造所の所在地又は製造者の氏名又は名称の情報の提供を求められたときに回答する者の連絡先
- ② 製造所固有記号が表す製造所の所在地及び製造者の氏名又は名称を表示したウェブサイトのアドレス(二次元コード等これに代わるものを含みます。)
- ③ 当該製品を製造している全ての製造所の所在地又は製造者の氏名若しくは名称及び製造所固有記号

- 食品表示法の製造所固有記号と酒類業組合法の記号の違い

食品表示法の製造所固有記号と酒類業組合法の記号は同一のものでも異なるものでも差し支えありません。

	食品表示法	酒類業組合法
製造所の所在地	記号表示可	記号表示可
製造者の氏名又は名称	記号表示可	記号表示不可
酒類業組合法の記号(A) 食品表示法の記号(B)	霞が関酒造株式会社 A + B 東京都千代田区霞が関○-○-○	

## L-フェニルアラニン化合物を含む表示

- L-フェニルアラニン化合物(アミノ酸の一種)が体内で分解できない方のため、L-フェニルアラニン化合物を含む旨の注意喚起表示が義務付けられています。
- 体内でL-フェニルアラニン化合物に分解される物質として、アスパルテーム(人工甘味料)があるため、アスパルテーム(人工甘味料)を含む酒類については、L-フェニルアラニン化合物を含む旨の注意喚起表示を行う必要があります。

### 1 表示方法(原則)

L-フェニルアラニン化合物やアスパルテーム(人工甘味料)を含む酒類には、次のとおり表示が必要です。

※ 表示可能面積(表示が不可能な部分を除いた容器又は包装の表面積)がおおむね30平方センチメートル以下であっても省略できません。



【表示例】

L-フェニルアラニン化合物を含む

### 2 表示方法(例外)

表示可能面積がおおむね30平方センチメートル以下のものに限り、文字の多さにより表示が困難な場合は、「L-フェニルアラニン化合物を含む」旨の文言を次のとおり省略して表示しても差し支えありません。

#### ① 添加物(アスパルテーム)を表示する場合



【表示例】

アスパルテーム(フェニルアラニン)

#### ② 添加物(アスパルテーム)の表示を省略する場合



【表示例】

フェニルアラニンを含む

# 遺伝子組換え表示①

- 主要な原材料(原材料の重量に占める割合の高い原材料の上位3位までのもので、かつ、原材料及び添加物の合計の重量に占める割合が5%以上であるもの)に表示が義務付けられています。
- 遺伝子組換え食品の表示には、義務表示と任意表示があり、任意表示は令和5(2023)年4月1日から新基準に切り替わります。  
※ 義務表示についての基準内容の変更はありません。
- ビール類(ビール・発泡酒・いわゆる新ジャンル)や焼酎、ウイスキー等の蒸留酒は、組み換えられたDNA等が加工により除去・分解され検出できないことから表示義務はありません。

## 1 表示義務の対象

遺伝子組換え食品の表示義務の対象となるのは、安全性審査を経て国内流通が認められた以下の8作物及び33食品群です。

### 【作物(8種類)】

大豆、とうもろこし、ばれいしょ、菜種、綿実、アルファルファ、てん菜、パパイヤ  
※ 大豆は、枝豆及び大豆もやしを含みます。

### 【加工食品(33食品群)】 ※ 33食品群を分かりやすく加工しているため数は一致しない

#### 【原材料となる農産物:大豆】

次のものを主な原材料とするもの(豆腐類及び油揚げ類、凍豆腐、おから及びゆば、納豆、豆乳類、みそ、大豆煮豆、大豆缶詰、きな粉、大豆いり豆、調理用の大豆、大豆粉、大豆たんぱく)

#### 【原材料となる農産物:枝豆】

枝豆を主な原材料とするもの

#### 【原材料となる農産物:大豆もやし】

大豆もやしを主な原材料とするもの

#### 【原材料となる農産物:とうもろこし】

次のものを主な原材料とするもの(コーンスナック菓子、コーンスターチ、ポップコーン、冷凍とうもろこし、とうもろこし缶詰及びとうもろこし瓶詰、コーンフラワー、コーングリッツ(コーンフレークを除く。)、調理用のとうもろこし)

#### 【原材料となる農産物:ばれいしょ】

次のものを主な原材料とするもの(ポテトスナック菓子、乾燥ばれいしょ、冷凍ばれいしょ、ばれいしょでん粉、調理用ばれいしょ)

#### 【原材料となる農産物:アルファルファ】

アルファルファを主な原材料とするもの

#### 【原材料となる農産物:てん菜】

調理用てん菜を主な原材料とするもの

#### 【原材料となる農産物:パパイヤ】

パパイヤを主な原材料とするもの

## 遺伝子組換え表示②

### 2 義務表示

#### 【分別生産流通管理をした遺伝子組換え農産物を原料とする場合】

##### ➤ 分別生産流通管理が行われた遺伝子組換え農産物である旨を表示

※ 分別生産流通管理(IPハンドリング)とは、遺伝子組換え農産物と非遺伝子組換え農産物を生産、流通、加工の各段階で相互に混入が起こらないよう管理し、そのことが書類等により証明されていることをいいます。

#### 【遺伝子組換え農産物と非遺伝子組換え農産物が分別されていない農産物を原料とする場合】

##### ➤ 遺伝子組換え農産物と非遺伝子組換え農産物が分別されていない旨を表示

### 3 任意表示(現行基準:令和5(2023)年3月31日まで)

分別生産流通管理をして、意図せざる混入を5%以下に抑えている大豆及びとうもろこし並びにそれらを原材料とする酒類

##### ➤ 「遺伝子組換えでないものを分別」、「遺伝子組換えでない」等の表示が可能



### 4 任意表示(新基準:令和5(2023)年4月1日以降適用)

・ 分別生産流通管理をして、意図せざる混入を5%以下に抑えている大豆及びとうもろこし並びにそれらを原材料とする酒類

##### ➤ 適切に分別生産流通管理された旨の表示が可能(適用前でも表示可能)。

・ 分別生産流通管理をして、遺伝子組換えの混入がないと認められる大豆及びとうもろこし並びにそれらを原材料とする酒類

##### ➤ 「遺伝子組換えでない」、「非遺伝子組換え」等の表示が可能。

※ 大豆及びとうもろこし以外の対象農産物に、意図せざる混入率の定めはないため、これらを原材料とする加工食品に「遺伝子組換えでない」と表示する場合は、遺伝子組換えの混入が認められないことが条件です。

# 原料原産地表示①

- 国内で製造した酒類を含む全ての加工食品(輸入品を除く。)に原料原産地表示が義務化されました(令和4(2022)年3月31日まで経過措置期間)。
- 使用した原材料に占める重量割合が最も高い原材料が表示対象です。当該原材料の原産地を原材料名に対応させて表示することとなります。
- 生鮮原材料は「原産国」を、加工原材料は「製造地」を表示するのが基本となります(例:りんご(アメリカ)、りんご果汁(アメリカ製造))。
- 「国別重量順表示」が原則です。使用する原材料の原産地ごとの重量順位の変動が見込まれる等、原則表示が困難な場合は「又は表示」、「大括り表示」及び「大括り表示＋又は表示」が可能です。
- 清酒、単式蒸留焼酎、みりん、果実酒及び甘味果実酒については、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律又は酒類業組合法に基づく表示の基準により、重量割合上位1位の原材料の原産地が表示されている場合は、食品表示基準の原料原産地表示の規定の適用はありません。

## 1 国別重量順表示(原則)

表示をしようとする時点(製造日)を含む今後の1年間で使用する原材料の産地が、1か国の場合や2か国以上の場合で産地の配合割合が一定している等、産地の重量順の変動がない場合の表示方法※。

※ 国別の重量順位の変動や産地切替えが行われる見込みがある場合であっても、包装資材の切替え等ができる場合は本方法で表示します。

原材料の産地について、国別に重量の割合のものから順に国名を「、(読点)」でつないで表示します。産地が3か国以上ある場合には、3か国目以降を「その他」と表示することができます。

原材料名	麦(アメリカ)、麦芽、...
原材料名	麦(アメリカ、オーストラリア)、麦芽、...
原材料名	麦(アメリカ、オーストラリア、カナダ、ブラジル)、麦芽、...
原材料名	麦(アメリカ、オーストラリア、その他)、麦芽、...

## 2 又は表示

過去の使用実績等に基づき、重量割合の高い原産地から順に「又は」でつないで表示する方法。

「又は表示」をするには、根拠書類の保管が条件となります。

また、過去の使用実績等に基づき表示したことを示す注意書きを付記します。

※ 一定期間における使用割合が5%未満である原産地については、当該原産地の後に括弧を付して、一定期間における使用割合が5%未満である旨を表示します(その他と表示している産地には5%未満の表示は不要。)

原材料名	麦(アメリカ又はオーストラリア)、麦芽、...
※ 麦の産地は、令和〇年の使用実績順	
原材料名	麦(アメリカ又はオーストラリア(5%未満))、麦芽、...
※ 麦の産地は、令和〇年の使用実績順・割合	
原材料名	麦(アメリカ又はオーストラリア又はその他)、麦芽、...
※ 麦の産地は、令和〇年の使用実績順	

## 原料原産地表示②

### 3 大括り表示

過去の使用実績等に基づき、使用予定の産地が外国3か国以上の場合、3か国以上の外国の原産地を「輸入」と括って表示する方法。

なお、輸入品と国産品を使用する場合は、輸入品と国産品の重量割合を比べ、その高いものから順に「、(読点)」でつないで表示します。また、「大括り表示」をする場合にも、根拠書類の保管が条件となります。

3か国以上を「輸入」と括ることから、「2 又は表示」や「4 大括り表示+又は表示」のような注意書きは不要です。

表示方法については、「輸入」のほか「外国産」、「外国」などの表示でも可能(一般的に知られている地域名等(EU、アフリカ、南米など)の表示も可能)です。

原材料名	麦(輸入)、麦芽、…
原材料名	麦(輸入、国産)、麦芽、…
原材料名	麦(EU)、麦芽、…

加工原材料の場合には、「輸入」ではなく「外国製造」と表示します。

### 4 大括り表示+又は表示

過去の使用実績等に基づき、使用予定の産地が国産及び3か国以上の外国である場合で、かつ、国産と輸入の間で重量順の変動が見込まれる場合、「輸入又は国産」、「国産又は輸入」と表示する方法。

「大括り表示」+「又は表示」をするには、根拠書類の保管が条件となります。

また、過去の使用実績等に基づき表示したことを示す注意書きを付記します。

※ 一定期間における使用割合が5%未満である産地については、当該原産地の後に括弧を付して、一定期間における使用割合が5%未満である旨を表示します。

原材料名	麦(輸入又は国産)、麦芽、…
※ 麦の産地は、令和〇年の使用実績順	
原材料名	麦(国産又は輸入)、麦芽、…
※ 麦の産地は、令和〇年の使用実績順	
原材料名	麦(輸入又は国産(5%未満))、麦芽、…

※ 麦の産地は、令和〇年の使用実績順・割合